

第 9 8 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 1 号 )

---

招 集 年 月 日 令 和 3 年 2 月 2 6 日 ( 金 曜 日 )

---

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

---

開 会 2 月 2 6 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 1 日 )

---

議 事 日 程

- 日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て
- 日 程 第 2 会 期 の 決 定
- 日 程 第 3 第 3 号 議 案 宍 粟 市 誰 も が 自 分 ら し く 生 き る 共 同 参 画 社 会 づ く り 条 例 の 制 定 に つ い て
- 日 程 第 4 第 4 号 議 案 宍 粟 市 犯 罪 被 害 者 等 支 援 条 例 の 制 定 に つ い て
- 日 程 第 5 第 5 号 議 案 行 政 手 続 等 の 押 印 の 見 直 し に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 する 条 例 に つ い て
- 日 程 第 6 第 6 号 議 案 宍 粟 市 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 する 条 例 等 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 7 第 7 号 議 案 宍 粟 市 福 祉 医 療 費 助 成 条 例 及 び 宍 粟 市 母 子 家 庭 等 医 療 費 の 助 成 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 8 第 8 号 議 案 宍 粟 市 介 護 保 険 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 9 第 9 号 議 案 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 診 療 所 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 1 0 第 10 号 議 案 宍 粟 市 少 子 化 対 策 事 業 助 成 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 1 1 第 11 号 議 案 宍 粟 市 営 住 宅 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 1 2 第 12 号 議 案 宍 粟 市 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 1 3 第 13 号 議 案 宍 粟 市 立 幼 稚 園 設 置 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 1 4 第 14 号 議 案 宍 粟 市 地 域 生 活 排 水 事 業 基 金 条 例 等 の 廃 止 に つ い て
- 日 程 第 1 5 第 15 号 議 案 辺 地 に 係 る 宍 粟 市 総 合 整 備 計 画 の 策 定 に つ い て
- 日 程 第 1 6 第 16 号 議 案 令 和 2 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 13 号 )
- 第 17 号 議 案 令 和 2 年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 診 療 所 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 4 号 )

	第 18号議案	令和 2 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
	第 19号議案	令和 2 年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
	第 20号議案	令和 2 年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
	第 21号議案	令和 2 年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第 6 号）
日程第 1 7	第 22号議案	令和 3 年度宍粟市一般会計予算
	第 23号議案	令和 3 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
	第 24号議案	令和 3 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
	第 25号議案	令和 3 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
	第 26号議案	令和 3 年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
	第 27号議案	令和 3 年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算
	第 28号議案	令和 3 年度宍粟市水道事業特別会計予算
	第 29号議案	令和 3 年度宍粟市下水道事業特別会計予算
	第 30号議案	令和 3 年度宍粟市病院事業特別会計予算

---

本日の会議に付した事件

日程第 1	1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	2	会期の決定
日程第 3	第 3号議案	宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例の制定について
日程第 4	第 4号議案	宍粟市犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第 5	第 5号議案	行政手続等の押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第 6	第 6号議案	宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について
日程第 7	第 7号議案	宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第 8	第 8号議案	宍粟市介護保険条例の一部改正について
日程第 9	第 9号議案	宍粟市国民健康保険診療所条例の一部改正について
日程第 1 0	第 10号議案	宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正について

日程第 1 1	第 11号議案	宍粟市営住宅条例の一部改正について
日程第 1 2	第 12号議案	宍粟市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第 1 3	第 13号議案	宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について
日程第 1 4	第 14号議案	宍粟市地域生活排水事業基金条例等の廃止について
日程第 1 5	第 15号議案	辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定について
日程第 1 6	第 16号議案	令和 2 年度宍粟市一般会計補正予算（第 13号）
	第 17号議案	令和 2 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）
	第 18号議案	令和 2 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
	第 19号議案	令和 2 年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
	第 20号議案	令和 2 年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
	第 21号議案	令和 2 年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第 6 号）
日程第 1 7	第 22号議案	令和 3 年度宍粟市一般会計予算
	第 23号議案	令和 3 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
	第 24号議案	令和 3 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
	第 25号議案	令和 3 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
	第 26号議案	令和 3 年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
	第 27号議案	令和 3 年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算
	第 28号議案	令和 3 年度宍粟市水道事業特別会計予算
	第 29号議案	令和 3 年度宍粟市下水道事業特別会計予算
	第 30号議案	令和 3 年度宍粟市病院事業特別会計予算

---

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（16名）

1 番	津 田 晃 伸 議員	2 番	宮 元 裕 祐 議員
3 番	榎 橋 美 恵 子 議員	4 番	西 本 諭 議員
5 番	今 井 和 夫 議員	6 番	大 久 保 陽 一 議員
7 番	田 中 孝 幸 議員	8 番	神 吉 正 男 議員

9 番	田 中 一 郎	議 員	1 0 番	山 下 由 美	議 員
1 1 番	飯 田 吉 則	議 員	1 2 番	大 畑 利 明	議 員
1 3 番	浅 田 雅 昭	議 員	1 4 番	実 友 勉	議 員
1 5 番	林 克 治	議 員	1 6 番	東 豊 俊	議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	小 谷 慎 一 君	書	記 大 谷 哲 也 君
書	記 小 椋 沙 織 君	書	記 中 瀬 裕 文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福 元 晶 三 君	副 市 長	中 村 司 君
教 育 局 長	西 岡 章 寿 君	参事兼総合病院事務部長	隅 岡 繁 宏 君
企画総務部長	前 田 正 人 君	まちづくり推進部長	津 村 裕 二 君
市民生活部長	平 瀬 忠 信 君	健康福祉部長	世 良 智 君
産 業 部 長	名 畑 浩 一 君	建 設 部 長	富 田 健 次 君
一宮市民局長	上 長 正 典 君	波賀市民局長	坂 口 知 巳 君
千種市民局長	福 山 敏 彦 君	会 計 管 理 者	太 中 豊 和 君
教育委員会教育部長	大 谷 奈 雅 子 君	農業委員会事務局長	田 路 仁 君

(午前 9時30分 開会)

○議長（東 豊俊君） 皆様、おはようございます。第98回宍粟市議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には御健勝にて御参集いただきましたこと、市政発展において誠に御同慶に存じます。

さて、今に至って申し上げるまでもありませんが、新型コロナウイルスの感染により、不安混迷が続いております。近況としては少し感染者が減少傾向にあるものの、いまだ先の見えない状況に変わりはありません。一日も早く平穏に戻ることを切に願うものであります。

このような状況下を踏まえ、今期定例会も議場においては、扉等を開放し、換気に努め、マスクを正しく着用、また傍聴の方についても入場者数の制限を行い、マスクの着用、検温の実施及び連絡先の記入をお願いするなど、様々な感染防止対策の中で進めてまいることとしております。

今期定例会は、本日2月26日より3月23日まで26日間の会期となっております。上程される議案は宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例の制定についてをはじめとして、条例の一部改正について等、そして令和2年度一般会計・特別会計補正予算、さらには今期は令和3年度宍粟市一般会計予算・特別会計予算と多くの案件が上程されることになっております。特に令和3年度の予算については、宍粟市行政そして市民生活に直結する極めて重要な案件になります。議員各位には慎重なる審議をよろしくをお願いをいたします。

先ほど申し上げました新型コロナウイルス、この感染防止対策の中での議事運びとさせていただきますが、議員各位、市長はじめ当局の皆様、そして傍聴される皆様にも御理解の上、格段の御協力のほどをよろしくをお願いを申し上げます。

市長、挨拶をお願いします。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。本日、第98回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、御健勝にて御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃の御精励に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

県内の新型コロナウイルスの感染者数は、ここ数週間、減少傾向にあり、龍野健康福祉事務所管内においても、ここ数日は感染者がほとんど報告されない状況下であります。心配されておりました医療体制も逼迫した状態からは脱しており、緊急事態宣言措置区域からもこの2月末で除外される見通しとなっているところであり

ます。市内におきましても、年が明けてからは一定の抑え込みができてきている状況が続いており、改めて、医療関係者や福祉施設関係者の皆様の献身的な御助力と市民の皆様一人一人の取組、議員各位の御支援に心より感謝を申し上げます。ただ、この危機が完全に回避できるまでは引き続き、感染防止対策の徹底をよろしくお願い申し上げます。

ワクチンの接種に向けましては、2月8日付で新型コロナワクチン接種推進室を設置し、準備を進めているところであります。現時点におきましては、集団接種は市内5会場で予定し、接種方法や会場設営、医療従事者の確保等の準備を進めるとともに、会場へのアクセスや個別接種の在り方についての検討をしております。接種時期につきましては、不透明な部分もありますが、さらにはワクチンが配送される時期にもよりますが、65歳以上の高齢者は4月の開始を想定しておるところであります。3月中に接種の意向調査を実施していきたい、このように考えております。

さて、このような状況の中にあっても、次代につなぐ市政の歩みを止めるわけにはまいりません。ポストコロナに向けた令和3年度は、宍粟市のまちづくりを一步一步、着実に進めていくために、引き続き森林から創まる地域創生をテーマに住む・働く・産み育てる・まちの魅力の4本柱を核とした施策を展開していきたいと考えています。

なお、施政方針につきましては、後ほど御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

本定例会におきましては誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例の制定、令和2年度補正予算、令和3年度予算等々、28議案の上程を予定をしております。議員各位には、慎重に御審議を賜り、何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） ただいまから、第98回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をします。

報告1、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通

知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛での報告書写しのとおりであります。

報告3、本日市長から議案28件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 豊俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名いたします。

8番、神吉正男議員、9番、田中一郎議員、以上、両議員にお願いします。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（東 豊俊君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの26日間としたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から3月23日までの26日間に決定しました。

#### 日程第3 第3号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第3、第3号議案、宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第3号議案、宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、男女共同参画社会基本法に基づき、豊かで活力あるまちを持続させ、次世代へ思いやりや多様性のある社会を継承するために、人と人が互いに尊重し、性別等にとらわれることなく、誰もが参画し、共に責任を担う社会の実現を最重要課題として取り組むという市の強い基本姿勢を表明し、行政、市民等の相互の連携と共同の下、共同参画社会の形成に関する施策を積極的に進めていくため、制定するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

6番、大久保陽一議員。

- 6番（大久保陽一君） 宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例の制定について質疑いたします。

平成11年に施行された男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成22年3月に宍粟市男女共同参画プランが策定されました。さらに昨年3月に第2次宍粟市男女共同参画プランが策定されました。

男女共同参画プランが進んでいると思われる状況において、今、条例制定が必要な理由を伺いたい。

条例制定により、男女共同参画プラン（推進計画）の強力な推進力となり得るのであれば、その理由を伺いたい。

以上、質疑いたします。

- 議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） それでは、大きく2点頂いておりますので私のほうから御答弁申し上げたいと、このように思います。

1点目につきましては、必要な理由とこういうことであります。

今日、少子高齢化、あるいは高度情報化が加速し、またさらには大規模災害の発生であったり、あるいは世界規模の感染症が流行するなど、社会の急速な変化や新しい課題に対応するために、性別にとらわれず全ての人が個性と能力を十分に発揮でき、思いやりを持ち、責任を分かち合い、さらには多様性に富んだ活力ある社会でなくてはなりません。まさにそのような社会を私たちがつくらなくてはならないと、このように考えております。そのことによりまして、誰もがまさに安心して自分らしく生きられる社会の実現を目指し、この条例を制定するものであります。

2点目の、条例制定によりまして男女共同参画プランの強力な推進力となり得るのかと、こういうことありますが、宍粟市におきましては、先ほどもありましたように男女共同参画社会の実現を重要課題としてこれまでも取り組んでまいりました。さらには、今回の条例においてさらに強い基本姿勢を表明することによって、行政、市民の皆様、あるいは教育関係者さらには事業者の皆様のそれぞれの役割や責任を条例によって明らかにすることで、相互の連携と協働の下、一体となってまちづくりを進めることができるものと、このように考えております。



以上であります。

○議長（東 豊俊君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 今、市長もおっしゃられたようにですね、宍粟市の将来を考えたときに、この男女共同参画社会基本法の精神を踏まえたことが宍粟市の将来を考えたときに、宍粟市がより発展していくためにも非常に重要だというふうに思うわけなんですけれども、この法律ができて20年以上が過ぎて、宍粟市が最初にこの計画プランを、推進計画をつくられてからもう10年が過ぎました。その中で、あえて今、この条例制定が必要だということはですね、このプランが十分に推進してこなかった、計画はあっても進んでこなかったという背景もあると思うんです。その背景、そこの問題点いうところがですね、十分考慮されたり検討されたり調べられたりした上での条例制定が必要なのかということが、そういうことがあった上でこの条例が制定されるのかいうことを背景として、再度お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） この10年の取組も含めまして、背景はまさに今大久保議員おっしゃったとおりだと、このように思います。

そこで、この条例の制定についても市民の皆さんやいろんな方々の意見、委員会を設置して聞きました。私もいろいろその結果もお聞きしました。特にこの今回の条例を制定する一つの大きなキーワード的なことがあったんですが、私もなるほどと思ったんですが、このキーワードの一つにこれからやっぱり子どもたちも含めて教育やと、この中でどう取り組んでいくかということが1点目であります。

それからもう一つは、特に自治会の皆さんもいろいろ御意見もあったんですが、今後自治会の運営としてもまさにこの理念を持ち込まないとまさに自治会、あるいは地域そのものも成り立たない、二つ目のキーワードがそういうことであります。

三つ目は、この条例を制定することによってこれまでの10年の歩みとともに、先導的な役割を持つことによって市民がまさに一体になろうと、こういう役割をしっかりと条例の中に折り込むと、こういうことが三つ目のことであります。

四つ目は、冒頭申し上げたとおり、今日感染症も含めてであります、特にいろんな意味で誹謗中傷も含めてありますし、さらにまた大災害もいろいろ起きております。こういうときだからこそ、時代時代に応じたマッチした条例をしっかりと捉える中で将来に向かっていく必要があるだろう、大きく私はこの4点をキーワードとして捉えておりまして、今回そのことを踏まえて提案をさせていただいたものであり

ます。

○議長（東 豊俊君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 今、市長もおっしゃられたように、やはり自治会内のことも含めても、これからやっぱり大きく変わっていくことが宍粟市の将来にとって非常に大事なことで、この男女共同参画社会基本法の理念がですね、本当広く行き渡ることが宍粟市の発展に大きくつながるといふふうに思います。ぜひ、詳細審査のほうでこのところ進めていただきたいと思いますので、これで終わります。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第3号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第4 第4号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第4、第4号議案、宍粟市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第4号議案、宍粟市犯罪被害者等支援条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、犯罪被害者等を支援するための施策につきまして、基本的な事項を定めるとともに、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復と軽減に向けた取組の推進、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることで、市民が安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的として、制定しようとするものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第4号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第5 第5号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第5、第5号議案、行政手続等の押印の見直しに伴う関

係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第5号議案、行政手続等の押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

国において書面・押印・対面に基づく行政手続の見直しが行われており、本市におきましても、市民等の利便性の向上と効率的な行財政運営を図るため、各種申請書等への押印の必要性について見直しを行っています。

今回改正する各条例につきましても、その一環として押印を不要とし、簡素化等を図るため、所要の改正を行うものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第5号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第6 第6号議案

- 議長（東 豊俊君） 日程第6、第6号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第6号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、関係する条例における新型コロナウイルス感染症の定義等について整理をするものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第6号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託  
します。

#### 日程第7 第7号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第7、第7号議案、宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟  
市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第7号議案、宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭  
等医療費の助成に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げ  
ます。

改正内容としましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
法律施行令の一部改正に伴い、医療費助成資格判定に係る所得控除額等について  
整理するとともに、県の制度改正に伴い、助成対象医療費の拡充を行うものであり  
ます。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第7号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託  
します。

#### 日程第8 第8号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第8、第8号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正につ  
いてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第8号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、介護保険の第1号被保険者の保険料につきまして、第8期の基準月額を第7期と同額の6,700円とするもの及び介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴い、保険料の算定に用いる段階別の基準所得金額が改正されるため、本条例についても同様の改正をし、併せて所得税法の改正に伴い、基準所得金額を判断する給与所得及び公的年金等の合計所得金額の算出方法についても整理するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第8号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第9 第9号議案

- 議長（東 豊俊君） 日程第9、第9号議案、宍粟市国民健康保険診療所条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第9号議案、宍粟市国民健康保険診療所条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、一宮北部地区には開業医による診療所が1か所ありますが、当該診療所の医師が数年のうちに閉院することを示唆されています。

今回の改正は、このことを受け、宍粟市における地域医療推進のための基本方針に基づき、当該地域で医療が提供できる環境を整備し、地域住民の方の安心の確保を図るため、巡回診療ができる拠点施設として、一宮北診療所を開設しようとする

ものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第9号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第10 第10号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第10、第10号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第10号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、国において、不妊に悩む方への特定治療支援事業が拡充されたことに伴い、県の助成事業における対象者の要件緩和が実施されたため、市の助成事業においても県の助成事業に準じた支援が行えるよう、所要の改正を行うものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第10号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第11 第11号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第11、第11号議案、宍粟市営住宅条例の一部改正につい

てを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第11号議案、宍粟市営住宅条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

昭和47年度に建設しました中山台団地を建て替える、市営中山台団地Ⅱ期建替事業が完了予定であることから、今回建設の15戸を中山台団地2号棟として供用開始し、建て替えに当たり取り壊した5戸の用途を廃止するため、本条例を改正するものであります。

また、既存の金谷団地、野団地の建物構造の表記に誤りがあったため、併せて改正するものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第11号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第12 第12号議案

- 議長（東 豊俊君） 日程第12、第12号議案、宍粟市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第12号議案、宍粟市水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年4月1日に新たな取水施設を供用開始することに伴い、給水人口及び1日の最大給水量を改正するものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑ではありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第12号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託  
します。

日程第13 第13号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第13、第13号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正  
についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第13号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正につきま  
して、提案理由の御説明を申し上げます。

山崎幼稚園の園舎につきましては、今年度に耐力度調査を行い、老朽化によって  
構造上危険な状態であるとの結果が出たため、令和2年度末をもって使用を取りや  
める判断をしました。

このことから、令和3年4月1日から山崎幼稚園の位置を変更するものでありま  
す。

また、伊水幼稚園及び都多幼稚園につきましては、現在、休園中であり、令和3  
年度の入園希望者もない状況ではありますが、このたび、蔦沢地区連合自治会より、  
地域活性化につながる園舎の早期利活用の要望書が提出されたため、両園を廃止し  
ようとするものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上  
げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑ではありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第13号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託



します。

#### 日程第14 第14号議案

- 議長（東 豊俊君） 日程第14、第14号議案、宍粟市地域生活排水事業基金条例等の廃止についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第14号議案、宍粟市地域生活排水事業基金条例等の廃止につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

地域生活排水事業基金、地場産業振興基金及びちくさ高原開発基金は、これまでの施設改修等への活用などから、条例に定める処分目的を達成できるだけの残高ではなくなっています。

また、公共施設整備等に広く活用できる基金として公共施設等整備基金を設置していることから、今般、一括して廃止するものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第14号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第15 第15号議案

- 議長（東 豊俊君） 日程第15、第15号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第15号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

波賀町鹿伏・戸倉・道谷辺区域において、総合整備計画を策定し、有利な辺地債を財源とするため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置

等に関する法律第3条第1項に基づき、議会の議決を求めるものであります。

ばんしゅう戸倉スキー場は、市内の観光客が減少する冬季において、集客力のあ  
る貴重な施設であり、かつ、戸倉地域の住民をはじめ市北部の雇用の場となってお  
ります。

今般、ばんしゅう戸倉スキー場に圧雪車を購入することで、スキー場運営の安定  
と利用者の安全確保、また地域の雇用や活性化を目指すものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 1番、津田晃伸です。第15号議案、辺地に係る宍粟市総合整  
備計画の策定について、質疑いたします。

ばんしゅう戸倉スキー場に約4,500万円を投入して、圧雪車を購入する提案です。

これだけの費用を投入して設備投資を行うということは、この先、市内で二つの  
スキー場を維持していくという方向性なのかですね、確認をお願いします。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） この先も市内で二つのスキー場を維持していくのかとの方向  
性の御質問であります。御承知のとおり、戸倉スキー場につきましては、令和2  
年に前の指定管理者が撤退をしたところであります。特に、地域の皆さんは何とか  
この地域の活力やいろんな意味でその切望されて新しい指定管理者をぜひという思  
いが強くあります。そういったことも踏まえながら、宍粟市全体としても北部の活  
力増強は欠かせないものと、こんなふうに判断をしたところであります。

また同時に、この施設の地域経済に及ぼす影響は非常に大きいことも踏まえる中  
で、新たに若杉高原開発企業組合が指定管理者として今期からその運営を担って  
いただいております。このことにつきましては、議会も承認いただいた  
と、こういうところであります。

なおまた、ちくさ高原スキー場におきましても、令和3年度に人工降雪機を増設  
する中で、スキー場運営の安定であったり、あるいは利用者の利便性の向上を図っ  
ていきたい、このように考えておるところでありまして、したがって、市北部  
に位置する二つのスキー場を引き続いて運営をする中で、市全体の活性化をいわゆ

るリードする施設として期待するところであります。

以上のような考えであります。

○議長（東 豊俊君） 1 番、津田晃伸議員。

○1 番（津田晃伸君） 昨今の雪不足、コロナ禍の影響でですね、スキー場の閉鎖等がニュースはたくさん出てます。そういったところから、中古の購入ではなく今回は新車の購入ということでよろしかったですか。

○議長（東 豊俊君） 産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） はい、新車を考えております。

○議長（東 豊俊君） 1 番、津田晃伸議員。

○1 番（津田晃伸君） スキー場という産業で考えるとですね、最盛期と言われた1998年頃、スキー人口が1,800人ぐらいいに対して現在3分の1程度になっています。その中で、ニュース等にもなっていますが、昨今の暖冬における雪不足、コロナ禍による外国人観光客の激減で非常に厳しい運営が迫られているスキー場が多く、若年層の減少により、今後さらにスポーツ人口の減少も考えられると。バブル期に栄光が大きかっただけに、その後の環境変化についていけなかったスキー場が多く残っています。スキー場の半数を占める地方自治体が資金を出すスキー場は、税金という名の赤字補填が可能であり、市場原理が働きにくい状況になっているのかもしれない。その中での設備投資を行い、運営を続けていくということは夏場のスキー場利用や海外からの観光客の呼び込み等のビジョンがあるものだと考えます。そういったものがあればですね、発展の可能性も十分あり得る産業だと考えています。今後の計画、ビジョン等の詳細をですね、ぜひ委員会に提示していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 答弁よろしいか。

産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 御存じの方もあろうかと思えますけれど、若杉高原さんにつきましては、当然あそこの大屋スキー場を運営されております。その中で力を入れられておられるのが夏場の利用ということで、ウオータージャンプとか、そういったこの工夫とかもされております。また、いろんな1日リフト場貸切りとか新たな企画もされておりますので、そういったイベントとか企画、また夏場の利用、そんなところも他の施設とも連携しながら進めていくということは非常に大事だと思うので、またしっかりしたところをお示ししていきたいと、このように考えてお

ります。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第15号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第16 第16号議案～第21号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第16、第16号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第13号）から、第21号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第6号）までの6議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、第16号議案から第21号議案までの補正予算6議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正では、令和2年度実施の各種事務・事業につきまして、事業費及び財源の整理を行うほか、国の補正予算に伴い実施する事業費の追加、新型コロナウイルス感染症の影響により必要となる支援の追加を行います。また、年度内の完了が困難な事業については、繰越明許費を追加するものであります。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、第16号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第13号）であります。歳入歳出からそれぞれ1億7,360万4,000円を減額し、補正後の総額を292億9,589万5,000円としております。歳出では、不用額整理を除く主なものとしまして、総務費で、支えあいの輪寄付金につきまして、多くの方に賛同を賜り、寄附を頂きましたので、次年度の事業に活用させていただくべく、基金への積立てを行っております。また、観光駐車場の整備に向け、土壤汚染対策法に基づく県への届出を行うための土地調査業務を追加で計上するとともに、ふるさと納税の増収見込みに伴う特産品代やブナ基金積立金の増額を行っております。

民生費では、コロナ禍における市民生活への支援として、再度、市内の各家庭・事業所の水道基本料金を免除するとともに、経済的影響を大きく受ける可能性のあるひとり親世帯に対して、子どもたちが必要とする学用品の購入など新学期に向けた準備が行えるよう1世帯につき5万円の給付を行います。

農林水産業費では、ため池耐震化整備事業に係る県への負担金のほか、不用額整理に伴う森林環境譲与税基金への積立金を増額しております。

商工費では、緊急事態宣言の発令に伴う営業時間の短縮などにより、厳しい経営

を迫られている飲食店等を応援するための給付金を計上するとともに、教育費では、国の第3次補正予算で計上されました国庫支出金などを活用し、小中学校及び幼稚園で実施する感染症対策に係る予算を計上しております。

また、公債費では、前年度繰越金と今回の不用額整理で生じた一般財源の活用により、後年度の財政負担の軽減を図るため、繰上償還金を計上しております。

これらの歳出の財源となります歳入としまして、コロナ対策関連事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するほか、その他の事業では、活用が見込める国県支出金や市債を計上しております。その他の歳入では、収入見込みや歳出における不用額の減額等に伴う整理を行っております。

なお、今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症の影響により減収が見込まれる市税、地方消費税交付金等についても整理を行っており、その減収相当額については減収補填債を発行することで対応することとしております。

繰越明許費の補正としましては、年度内に完成が困難な、千種生活圈拠点施設整備事業や平成30年7月豪雨災害の復旧事業のほか、新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種事業などの追加を行っております。

また、債務負担行為につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る会場設営業務を追加することとしております。

次に、第17号議案、令和2年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）につきましては、不用額の整理のほか、臨時発熱外来の実施に係る国県支出金を計上するなど財源の整理を行っております。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ2,730万円を減額し、補正後の総額を2億1,408万3,000円としております。

次に、第18号議案、令和2年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、国庫支出金が見込みより減少することとなったため、減額整理を行うとともに、不足する財源について一般会計からの繰入金により対応することとしたものであります。

第19号議案、令和2年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳出では、地域支援事業費などの見込みに伴う整理を行うとともに、被保険者保険料の一部を基金へ積み立てることとしております。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ1,542万1,000円を減額し、補正後の総額を49億9,500万2,000円としております。

次に、第20号議案、令和2年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）に

つきましては、不用額整理のほか、過年度分の消費税及び地方消費税申告の更正の請求により生じた還付金の計上と還付金を一般会計へ支出するための予算を計上しております。支出補正額は、7,491万7,000円の増額とし、補正後の支出総額を38億7,794万9,000円としております。

次に、第21号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第6号）につきましては、事業費の確定等に伴う補助金の整理を行うほか、今年度の減価償却費に繰入れ割合を乗じた金額を収益化額として計上しております。

支出補正額は、751万4,000円の減額とし、補正後の支出総額を48億7,255万8,000円としております。

以上、補正予算6議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げました。議員各位におかれましては、諸事情それぞれ御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第16号議案から第21号議案までの6議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

日程第17 第22号議案～第30号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第17、第22号議案、令和3年度宍粟市一般会計予算から、第30号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計予算までの9議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、令和3年度の予算提案に当たりまして、施政方針を申し上げて、それぞれよろしくお願い申し上げたい、このように思います。

令和3年度予算の審議をお願いするに当たりまして、新年度の市政運営に臨む所信の一端を申し上げる中で、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を頂きたいと、このように思っております。

世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、社会や経済、人々の価値観、

行動に至るまで大変大きな変化をもたらしました。本市におきましては、新型コロナウイルス感染症に係る対処方針を示す中で、国や県と連携した感染拡大防止対策と経済活動支援の両面から、市民生活を守る取組を続けています。

また、昨年11月には、市内で複数のクラスターが発生するなど、感染が急激に拡大しましたが、最前線に立ち奮闘いただきました医療関係者や介護関係者など多くの方々の多大な御尽力、また、市民の一人一人が感染症対策を徹底いただいたことにより、落ち着きを取り戻していますが、まだまだ油断できない状況とっております。

また、冒頭申し上げましたが、ワクチンの接種に向けては、宍粟市医師会の全面的な協力を受けるとともに、2月8日には新型コロナワクチン接種推進室を市役所に開設し、円滑な予防接種に向けた準備を着々と進めているところであります。希望される全ての皆様が、安心かつ速やかに接種できるよう全力で取り組んでまいります。

さて、このような状況の中にもありましても、次代につなぐ市政の歩みは止めるわけにはまいりません。令和3年度は、まさにポストコロナに向け、これまでの歩みを踏まえ、さらに本市のまちづくりを一步一步、着実に進めていくため、引き続き森林から創まる地域創生をテーマに掲げ、住む・働く・産み育てる・まちの魅力の4本柱を軸とした施策を展開してまいります。

人口減少に完全な歯止めをかけることは困難ではありますが、人口減少を抑制していく上では、本市の豊かな自然資源を生かした活力ある地域づくり、特に北部地域の活力こそがまちづくりの生命線と、このように考えています。

本市の豊かな自然資源を有効に活用するビジョンを描き、都市からの交流人口や移住定住者の増加、また充実した教育環境、安心して生活できる地域医療の体制づくり、さらに第1のダム機能としての生活圏の拠点づくりを積極的に進めることに全力を注いでまいります。

それでは、総合計画に掲げる基本方針に沿って、令和3年度の施策の概要を御説明申し上げます。

まず、魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくりにつきましましては、農業の振興では、条件不利地域における農業生産活動の支援や農業の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるための支援を継続するほか、農業の担い手確保・育成を進めていくとともに、これからの宍粟市の農業の在り方を考える中で、宍粟北みどり農林公社や異業種からの農業参入により、大きな単位での農地保全を図る宍粟市農業

モデルの構築を目指す考えであります。

林業の振興では、従来からの取組を継続して進めるとともに、森林環境譲与税の活用による新たな森林管理システムの導入に基づき、森林所有者自らが経営管理できない森林の整備を、森林所有者に代わり林業事業者が森林整備を行うための支援など、市と林業事業者との協力をより一層強化し、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進していきます。

商工業の振興では、総合的な仕事の相談窓口わくわく〜くステーションを継続するほか、宍粟市人財力フル活用プラットフォーム推進会議を事業主体とし、市内の高等学校との連携により、将来的な地域内就労を目的とした事業を展開していきます。

観光の振興では、日本酒発祥の地・発酵のふるさとと呼ばれる「しそう」を目指し、発酵のまち推進事業に引き続き取り組みます。また、市北部地域のアウトドアフィールド・ランドデザイン構想を踏まえ、アウトドア拠点施設の整備に向けて取り組むとともに、ジャパンエコトラックを取り入れることにより、宍粟市の知名度の向上と来訪のきっかけづくりを進めます。さらに、山崎市民局跡地の観光駐車場の整備や山崎酒蔵通り内に試行的に観光案内所を設置するなど、城下町の散策や最上山公園への来訪、さらには市北部の観光地への誘客を推進していきます。これらを通じて、本市の豊かな観光資源を点から線へ、さらには面へとつなぎ、関係人口の拡大を図ります。

次に、快適に暮らせるまちづくりにつきましては、住環境整備、土地利用の推進では、全国でもトップクラスの成約実績を誇る空き家バンク制度をはじめとする定住相談窓口の充実を図るほか、森林の家づくり応援事業では、宍粟材の活用に対し支援策を拡充する中で、子育て世代などの住宅取得を支援するとともに、都会、いわゆる密から地方、疎に新たな価値観を見いだす機運が生まれている中で、東京圏からの移住に対する支援を継続します。

道路網の整備では、市街地の骨格を形成する都市計画道路、山田下広瀬線の令和7年度全面開通に向けて、幹線排水路とともに整備を進めるほか、橋梁の長寿命化を図るための修繕を進めます。

上下水道の整備では、山崎町内での豪雨時の内水氾濫防止のため、山田下広瀬線の幹線排水路に接続する山田千本屋雨水幹線の整備を進めます。

公共交通の充実では、事業者が要する運行経費に対する支援を継続することで、通勤・通学など日常生活の移動手段を確保するとともに、より利用しやすく効率的に運行できるよう引き続き検討していきます。



次に、環境にやさしいまちづくりにつきましては、自然環境の保全では、針広混交林化への取組や、彩りのある美しい里山の原風景の整備に対する支援を継続するとともに、豊かな森林資源を有効に活用し、生産性の向上と公益性を兼ね備えた自然環境を守っていきます。

資源循環型社会の構築では、資源物回収ステーションを活用したごみの再資源化、リサイクル資源の集団回収への支援を継続することで、資源物の循環とごみの減量化を推進していきます。

また、再生可能エネルギーの活用では、国が提唱する2050年カーボンニュートラルに向け、木質バイオマス暖房機器等の導入支援を継続するとともに、本市の地形的特性を生かした小水力発電事業に対する支援を強化します。

次に、安全で安心なまちづくりにつきましては、防災体制の充実では、市内の土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの指定が令和2年度に完了したことにより、本市の災害ハザードマップを更新し、全戸配布することで、市民の防災意識の醸成を図るとともに、土砂災害特別警戒区域内の住宅移転・補強などの支援を継続します。また、ため池の防災・減災対策を進めていきます。

防犯・交通安全の推進では、各種交通安全教室の開催や高齢者の運転免許自主返納の促進を継続するほか、消費者教育や消費生活相談を通して、安全安心な消費生活の確保を図ります。

次に、子どもが健やかに育つまちづくりにつきましては、子育て支援の推進では、コロナ禍において新生児が健やかに育つ環境づくりを応援するため、宍粟市支えあいの輪寄付金を活用した新生児応援給付金事業を実施します。また、新しい生活様式の中での出会い創出として、オンライン婚活へ費用を支援するとともに、結婚後の住居に要する費用を支援します。

就学前教育の充実では、幼保一元化の取組として、山崎地区における認定こども園の令和5年4月の開園に向け、整備事業に着手します。

学校教育の充実では、学校規模適正化を推進するため、伊水・都多小学校区において、令和4年4月の新校開校に向けた協議や調整を行うとともに、宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針に基づき、令和3年4月から併設型小中一貫校となる一宮北小中学校において、小中一貫教育を進めていきます。また、Society 5.0時代を生きる子どもたちへICT教育の推進に向け、ICT支援員を配置し、GIGAスクール構想における新しい学びを実現していきます。また、令和4年度からの学校給食会計公会計化に向けた取組を進めていきます。

次に、保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくりにつきましては、健康づくりの推進では、高齢者の保健事業を介護予防と一体的に実施し、健康課題の把握とその課題に応じた事業を展開していきます。

医療体制の充実では、新型コロナウイルス感染症への対策として、臨時発熱外来診療を引き続き実施するとともに、ワクチンの早期接種に取り組んでいきます。また、新病院建設事業においては、基本構想に基づく基本計画を策定の後、基本設計に着手するとともに、周辺環境整備の一環としてアクセス道路の整備を進めます。さらに、医療の希薄な一宮北部地域において、直営診療所の開設を行います。

また、高齢者福祉の充実では、介護人材不足の解消に向け、介護サービス事業者と求職者をつなぐプラットフォームを引き続き設置します。また、地域づくりによる「通いの場」の支援を継続し、地域での支え合い活動や高齢者の社会参加・生きがい活動を推進していきます。

障害福祉の充実では、手話施策の推進として、従来からの取組を継続して進めるとともに、タブレット端末などを活用した遠隔手話通訳など新しい生活様式にも対応した手話の使いやすい環境づくりに取り組みます。

地域福祉活動の充実では、ひきこもり対策推進事業として、相談窓口や情報の発信を行うほか、ひきこもりサポートセンターにおいて、居場所の提供や社会参加に向けた活動の支援を進めていきます。

次に、心豊かにいきいきと学べるまちづくりにつきましては、生涯学習の推進では、社会教育の総合的な施策の指針となる第2期宍粟市社会教育振興計画を策定します。

スポーツ活動の推進では、本市のスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのスポーツ推進計画の策定に着手するとともに、元気な宍粟の実現に向け、ラジオ体操やウォーキングなど生涯スポーツ活動を推進していきます。

また、オリンピック聖火リレー・パラリンピック聖火フェスティバルやワールドマスターズゲームズ2021関西カヌーポロ競技リハーサル大会など、世界規模のスポーツ大会を実施することで、市民のスポーツ活動への参加意欲の向上を図ります。

人権教育・啓発の推進では、差別のない明るく住みよい宍粟市の実現のため、人権が尊重される社会づくりに向け、学習会、講演会などを引き続き実施します。

男女共同参画の推進では、一人一人を大切にすまのまちの実現により、誇れるまちの創造を目指し、ジェンダーに縛られない自分らしく生きることが出来る地域社会の実現や女性が輝く取組を、宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条

例及び第2次宍粟市男女共同参画プランに基づき、総合的かつ計画的に推進します。

参画と協働のまちづくり推進につきましては、多様な主体と行政による協働のまちづくりの推進としまして、生活圏の拠点づくり事業では、千種圏域で（仮称）千種市民協働センターの建設工事、波賀圏域で（仮称）波賀市民協働センターの設計を進めていきます。

また、地域おこし協力隊の受入れや地区コミュニティ支援員の配置などにより、地域づくりを進めることで、地区内での組織を育成し、個人や単位自治会の活動では解決が困難な地区全体の課題解決ができる体制を整えていきます。さらに、御形の里づくり事業では、一宮温泉まほろばの湯・家原遺跡公園を中心に周辺も含めた将来構想の再構築を進め、効果的・一体的な地域資源の活用により、一宮北部地域の活性化に取り組んでいきます。

情報共有の推進では、広報紙や市公式サイトのみならず、しーたん通信・しそうチャンネル・SNSなどの様々なメディアを生かし配信することで、市民の情報取得の機会を確保し、市民生活の充実や市政に対する理解の促進を図ります。

次に、持続可能な行財政運営の推進につきましては、効果的・効率的な行財政運営の推進としましては、市の財政は、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税が大きく減少するなど、一層厳しい状況となることが考えられるため、財政調整基金を計画的に活用しながら、市有財産の有効活用、ふるさと納税の利用促進や企業版ふるさと納税の周知を図るとともに、徴収対策の強化に努めるなど、より自主財源の確保に取り組みます。

これらの施策・事業を進めるに当たり編成した令和3年度当初予算案は、一般会計で234億5,000万円と前年度対比1.4%の増、特別会計と企業会計を合わせた全9会計の予算総額は445億8,988万4,000円、前年度対比0.1%の増となっております。

以上、予算の提案理由を兼ねまして、令和3年度の市政運営に向けた施策の概要について申し上げましたが、延期された東京オリンピックの聖火リレーは感染症対策に万全を期す中で無観客での実施となる予定ですが、子どもたちに夢と希望を与えられる機会となるよう現在準備を進めています。

また、平成30年7月豪雨災害の復旧事業がおおむね完了することから、復興への歩みと自然災害への備えを市民の皆様と共有することも考えております。

令和3年度は、第2次宍粟市総合計画前期基本計画及び第1次宍粟市地域創生総合戦略を総括して次期へつなぐ1年となります。これまでの歩みを振り返りながら、誰一人取り残さないコロナ後の新しい社会づくりに向けて、市民の皆様と一緒に人

と自然が輝きみんなで創る夢のまちの実現を目指すことをお約束し、令和3年度の施政方針とさせていただきます。

議員各位の格段の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げ、私の所信とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

次は質疑であります。ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事運びにつきましては、後日に行いたいと思います。あらかじめ御了承賜りたいと思います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月8日午前9時30分から開会します。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前10時43分 散会）